

(休憩施設)

第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、身体障害者等の移動円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（平成十二年十一月十五日）から施行する。

(経過措置)

この省令は、エスカレーターが存する歩道等の区間ににおける当該歩道等の有効幅員については、第四条の規定にかかるらず、当分の間、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

3 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第八条の規定による基準をそのまま適用することができる場合は、一メートルまで縮小することができる。

4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、当分の間、第十条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」と読み替えて同条の規定を適用することができる。

○ 建設省・自治省・運輸省 告示第一号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、平成十二年十一月十五日

国家公安委員会委員長 西田司
運輸大臣 森田一
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田司

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、平成十二年十一月十五日

国家公安委員会委員長 西田司
運輸大臣 森田一
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田司

我が国においては、急速な高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透などから、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性が増大しており、その前提の一

つとして、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上（以下「移動円滑化」という。）が急務となっている。

本方針は、このような移動円滑化の実現に向けて、移動円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、国、地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安局委員会等の関係者が互いに連携しつつ移動円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

1 移動円滑化の意義及び目標に関する事項

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢社会への対応が急務となっている。来るべき高齢社会においては、健全で活力ある社会形成のために、高齢者の自立と社会参加が不可欠となる。

また、近年、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けられるよう配慮することができるようになってきていく。

このように我が国においては、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築する重要性が

告示

二

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、平成十二年十一月十五日

国家公安委員会委員長 西田司
運輸大臣 森田一
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田司

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、平成十二年十一月十五日

国家公安委員会委員長 西田司
運輸大臣 森田一
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田司

増大しており、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。公共交通機関を利用した移動は、高齢者、身体障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

移動円滑化の効果としては、高齢者、身体障害者等の社会参加が促進され、社会的・経済的に活力ある社会が維持されるほか、高齢者、身体障害者を含めすべての利用者に利用しやすい施設・設備の整備が実現することが

挙げられる。

なお、移動円滑化を進めるに当たっては、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

移動円滑化の目標

移動円滑化を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するとともに、旅客施設の周辺において連続した移動経路を形成する歩道、駅前広場、通路等を整備することが重要である。

移動円滑化の目標

移動円滑化を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するとともに、旅客施設の周辺において連続した移動経路を形成する歩道、駅前広場、通路等を整備することが重要である。

移動円滑化の目標

移動円滑化を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するとともに、旅客施設の周辺において連続した移動経路を形成する歩道、駅前広場、通路等を整備することが重要である。

移動円滑化の目標

移動円滑化を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するとともに、旅客施設の周辺において連続した移動経路を形成する歩道、駅前広場、通路等を整備することが重要である。

移動円滑化の目標

移動円滑化を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するとともに、旅客施設の周辺において連続した移動経路を形成する歩道、駅前広場、通路等を整備することが重要である。

移動円滑化の目標

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルについて、平成二十二年までに、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である航空旅客ターミナル施設について、平成二十二年までに、段差の解消、限り実施する。

⑤ 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である鉄道駅及び軌道停留場について、平成二十二年までに、エレベーター

又はエスカレーターを高低差五メートル以上である鉄道駅及び軌道停留場に設置する

ことを始めとした段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である航空旅客ターミナル施設について、平成二十二年までに、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

① 目標の明確化
各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動円滑化について、市町村を始め、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、できる限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和
基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスター・プラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地方公共団体の基本構想との整合性
市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づく基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動円滑化に関する条例
地方公共団体において、移動円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施
移動円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図つて整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

さらに、複数の事業者間や鉄道とバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動円滑化にも十分配慮する。

さらには、公共交通特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方にについて十分な調整を図つて関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、身体障害者等の意見の反映
公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等を始め関係者の参考により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。

② 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
法では、市町村は、特定旅客施設を中心とする地区であつて法第二条第七項各号に掲げる要件に該当するものを、「移動円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区」として設定することができることとされている。

重点整備地区の中心となる特定旅客施設については、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）第一条で定める要件に該当するものの中から、市町村が旅客の構成や移動の状況等地域の実情を勘案して定めることが必要である。

また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、以下の法第二条第七項の要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用する」と認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。（法第二条第七項第一号）

② 「公共交通機関の利用に当たっては、当該公共交通機関と出発地及び目的地との間ににおいて徒歩による移動が必要になる」という観点から、重点整備地区は、特定旅客施設からの徒歩圏内にあつて相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設の所在地をその区域内に含むことが必要である。このような施設は、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

(2) 重点整備地区の具体的な設定についての留意事項
市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、以下の事項に留意するものとする。
① 基本的考え方
市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

② 重点整備地区の数的要件
法では、市町村は、特定旅客施設を中心とする地区であつて法第二条第七項各号に掲げる要件に該当するものを、「移動円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区」として設定することができることとされている。

重点整備地区の中心となる特定旅客施設については、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）第一条で定める要件に該当するものの中から、市町村が旅客の構成や移動の状況等地域の実情を勘案して定めることが必要である。

また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、以下の法第二条第七項の要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用する」と認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。（法第二条第七項第一号）

② 「公共交通機関の利用に当たっては、当該公共交通機関と出発地及び目的地との間ににおいて徒歩による移動が必要になる」という観点から、重点整備地区は、特定旅客施設からの徒歩圏内にあつて相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設の所在地をその区域内に含むことが必要である。このような施設は、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

3 重点整備地区的境界
町村の区域内の町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、重点整備地区的境界は、できる限り市町村が地域の実情に応じて判断することが可能である。

④ 複数の市町村の協力
特定旅客施設の利用者が複数の市町村にまたがつて流動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態にかんがみ適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

⑤ 重点整備地区的経路
町村の区域内の町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、重点整備地区的経路は、一般的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、有効かつ適切であると認められることが必要である。

① 移動経路
特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共交通用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

本事項で対象となる事業は、基本構想において定められる高齢者、身体障害者等の一般的な移動の経路を確保するための事業であり、事業が実施されるおおむねの移動経路を基本構想に記載するものとする。

(2)

特定事業としては、具体的には、特定旅客施設及び特定車両について公共交通特定機の設置等について道路交通特定事業、信号機の設置等に応じ各自の事業の特性があり、移動経路に応じ各々の事業について基本構想に記載するものとする。

(3) その他の事業

その他の事業としては、駅前広場、通路等の整備、特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園緑地の整備等があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(4) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会と十分に協議することが必要である。

また、特定旅客施設及び特定車両、道路並びに信号機等については、公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会に対する事項について、それぞれの特定事業に関する事項について基本構想の案の提出を求めることができるが、これらの案が提出されたときには、市町村は、当該案の内容が十分反映されるよう努めるものとされていること留意する必要がある。

さらに、事業の記載に当たっては、高齢者、身体障害者等の移動の状況、都市計画や市町村マスター・プランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。あわせて、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会は、市町村による基本構想の作成に協力するよう努めなければならない。

特定事業については、合理的かつ効率的な施設の整備及び管理を行なうことを念頭に、特定旅客施設及び特定経路の利用者、特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、視覚障害者誘導用ブ

4

3に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業そ

れに規定する事業と併せて実施する場合、重点整備地区における重点的かつ一体的な移動円滑化を図るために実施される3に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況や特定旅客施設、一般交通用施設、公共用施設等の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行なわれることなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行なうことが効果的な場合がある。

(1) 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業は、3に規定する事業と併せて行なわれる面的整備事業である、すなわち土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業である。

(2) 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて特定旅客施設、一般交通用施設又は公用施設(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号))で基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

(2)

その他必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重視的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

地開発事業に関し移動円滑化のため考慮すべき基本的な事項その他の市街地開発事業に記載される事項その他の必要な事項

② 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重や創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが必要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全が確保のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 公共交通特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して公共交通特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

二 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等を始め関係者の意見を聴取すること等により、それらが特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

水 報 提 供

公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、身体障害者等に対する、重点整備地区における移動円滑化のための施設整備等に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

さらに、地方公共団体による移動円滑化のための施設整備等に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

(3)

その他基本構想作成上の留意事項

基本構想は、市町村の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるので、この基本方針の三に定めのない事項について基本構想に記載することを妨げるものではない。

市町村は、基本構想が作成された後も、基本構想の見直しを行なうことが望ましい。市町村は、基本構想に記載することを妨げる移動円滑化のための施設・設備の整備状況等を把握するとともに、必要に応じ連絡会議を設置するなど、関係者が十分な情報交換を行い連携を図ることが必要である。

四

1 移動円滑化の促進のための施設整備等の事項

国は、全国的に一定の基準の施設整備を保するという観点から、関係省庁間で緊密な連携を確保しながら、以下に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 設備投資等に対する支援、調査及び研究開発等

公共交通事業者等による移動円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、移動円滑化を目的とした旅客施設及び車両等に係る新たな設備等の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、設備等の導入によるコストの低減化等のための調査及び研究開発の促進を行なう。

公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等を始め関係者の意見を聴取すること等により、それらが特定事業計画に十分に反映されるよう努めすることが重要である。

公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、身体障害者等に対する、重点整備地区における移動円滑化のための施設整備等に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

このため、国が指定する法人が、公共交通事業者等による移動円滑化のための事業の実施状況に關する情報を収集し、利用しやすいよう加工した上で、利用者に提供す

(3)

国民に対する広報等 移動円滑化を進めるためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の改善、道路、駅前広場、通路その他の施設の整備だけでなく、国民の高齢者、身体障害者等に対する理解と協力、すなわち国民の「心のパリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動円滑化のための措置を講ずることの必要性、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に対して国民が協力することの重要性等について、国民の理解を深めるよう努める。

2 地方公共団体が講すべき措置

地方政府は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、地域の実情に即して、移動円滑化のための事業に対する支援措置、移動円滑化に関する地域住民の理

解を深めるために必要な措置を講するよう努めることが必要である。
3 国民の理解と協力

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の改善、道路駅前広場、通路その他の施設の整備だけではなく、国民一人一人の理解と協力が不可欠である。高齢者、身体障害者等による公共交通機関の利用を妨げないことはもちろん、必要に応じ高齢者、身体障害者等の移動を手助けすること等の支援により、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保することに積極的に協力することが重要である。

(3) 転移表面

- a 着陸帯Aの進入表面 第二図のうち、イ、ロ、ヌ、リ及びイ並びにハ、ニ、ヲ、ル及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域
 b 着陸帯Bの進入表面 第三図のうち、ホチに接続し、かつ、水平面に対し上方へ二分の一のこう配を有する平面及び着陸帯の短辺(ハニ)に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であつて、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの
- (2) 進入表面
- a 着陸帯Aの転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺(イリ及びニヲ)を含む平面及び着陸帯の長辺(イニ)を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ一分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線(イラ及びニナ)、これらの平面と水平表面を含む平面との交線(リラ、ラナ及びナネ)及び進入表面の斜辺(イリ及びニネ)又は着陸帯の長辺(イニ)により囲まれる部分並びに進入表面の斜辺(ロヌ及びハル)を含む平面及び着陸帯の長辺(ロハ)を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線(ロレ及びハソ)、これらの平面と水平表面を含む平面との交線(ヌレ、レス及びソツ)及び進入表面の斜辺(ロヌ及びハツ)又は着陸帯の長辺(ロハ)により囲まれる部分
- b 着陸帯Bの転移表面 第三図のうち、進入表面の斜辺(ホタ及びヘカ)を含む平面及び着陸帯の長辺(ホヘ)を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ一分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺(トウ及びチヨ)を含む平面及び着陸帯の長辺(トチ)を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線(ダオ、オク及びキヤ)及び進入表面の斜辺(ホタ及びヘヤ)又は着陸帯の長辺(ホヘ)により囲まれる部分並びに进入表面の斜辺(トウ及びチノ)を含む平面及び着陸帯の長辺(トチ)を含む平面であつて、着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、进入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺(ムウ、ウノ及びノヨ)及び进入表面の斜辺(トム及びチヨ)又は着陸帯の長辺(トチ)により囲まれる部分

- 運輸省告示第三百七十号 平成十二年十一月十五日
- 一 中申請者の氏名及び住所 全国朝日放送株式会社 東京都港区六本木一丁目一番一号
- 二 飛行場の名称及び位置 テレビ朝日ヘリポート 東京都港区
- 三 変更しようとする事項 (変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第四百四十四号を参照。)
- (1) 着陸帯 着陸帯A及び着陸帯Bを新設する。
- (1) 着陸帯A 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域 (長さ十八メートル、幅十六メートル)
- (2) 着陸帯B 第一図及び第三図のうち、ホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域 (長さ十八メートル、幅十六メートル)
- (1) 滑走路 A
- a 長さ 十八メートル
- b 幅 十六メートル
- c 方位 北北九十九度三十六分四秒東 (真方位)
- d 輔装の種類 セメントコンクリート舗装
- (2) 滑走路 B
- a 長さ 十八メートル
- b 幅 十六メートル
- c 方位 北三十二度三十六分四秒東 (真方位)
- d 輔装の種類 セメントコンクリート舗装

四

変更しようとする事項に係る施設の供用開始予定期日 平成十二年十二月二十日